

人材開発支援助成金(人への投資促進コース) 定額制訓練についてのご案内

- 「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。

その中でも定額制訓練は、労働者の多様な訓練の選択・実施を可能にする **定額受け放題研修サービス※(サブスクリプション)** が対象。

※ 1 訓練当たりの対象経費が明確でなく、複数の訓練を受けられるeラーニング及び同時双方向型の通信訓練です。

○助成率・助成額

訓練にかかる受講料、オプション経費(初期設定費用など)が助成対象となります。

経費助成率	中小企業 60% (+15%) 大企業 45% (+15%) () 内は生産性の向上が認められた場合に加算
助成額 (限度額)	定額制訓練は、受講者1人当たりの限度額は設定していません。 人への投資促進コースとして、 1年度当たり2500万円 が上限です。

○対象となる事業主

雇用保険適用事業所の事業主であること
従業員への賃金を適正に支払っていること、訓練にかかる受講料を全て負担していることなど

○対象者

正規・非正規雇用で雇用保険被保険者の従業員であること

支給の流れや活用例は裏面へ

○助成金支給の流れ

①事業内計画の作成等 → ②計画届提出 → ③訓練実施 → ④支給申請

①事業内計画の作成等

「事業内職業能力開発計画」の作成、「職業能力開発推進者」を選定

②計画届提出

訓練実施計画届と年間職業能力開発計画を、契約期間初日から起算して1ヶ月前までに提出（既に開始している訓練等も対象となる場合がありますのでお問い合わせ下さい）

③訓練実施

労働時間内で、対象労働者の受講時間数を合計した時間が10時間以上必要（終了した訓練の時間数の合計が、1人につき1時間以上は必要です）

④支給申請

訓練終了日の翌日から2ヶ月以内に支給申請書と必要な書類を提出して下さい。

※ 法人単位で契約し、複数の適用事業所の労働者が利用している場合は、主たる適用事業所から申請してください。

（ここでいう主たる適用事業所は、利用する被保険者が最も多い事業所のこと）

○活用例

課題

様々なコンテンツの中から、従業員1人ひとりに合った訓練を行い、**知識を深めてほしい!**



事業主

訓練

- 訓練コース 営業職研修受け放題講座（40名）
- 訓練内容
新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業職に関するeラーニング訓練。
- 訓練経費 : 42万円
(1名～50名まで1か月3.5万円×12月の料金)

助成金を活用

助成内容（中小企業の場合）・成果

- 助成率・額
経費助成：60%
- 助成額（左記の訓練内容の場合の例）
経費助成：252,000円
- 成果
1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、**企業全体の生産性向上に繋がった。**



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 **大阪労働局 助成金センター** (Tel. 06-7669-8900)

受付時間 8:30～17:15/土・日・祝日・年末年始休み

人材開発支援助成金

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html